

2019 年度 規制・制度改革に関する意見



2019 年 10 月 17 日

日本商工会議所

目 次

I. 基本的考え方	1
II. 規制・制度改革の加速と実効性確保	2
①「one in two out 制度」を創設すること	2
②規制導入の妥当性判断を行う第三者委員会を設置すること	3
③特区での実証実験が1年を超えた規制改革メニューを速やかに全国展開すること	3
④「地方版規制改革会議」設置促進の働きかけを再始動すること	4
⑤スーパーシティ構想を実現すること	5
III. 喫緊の課題における改革の断行	6
1. 人材の確保・定着	6
①高度プロフェッショナル制度の活用促進を図ること	6
②企画業務型裁量労働制の対象業務を拡大すること	7
③離職後1年以内に元の勤務先への派遣を禁止する規制を撤廃すること	7
④第二種運転免許の受験資格を緩和すること	8
2. 生産性向上	9
①企業による農地の直接所有を認めること	9
②工期が複数年度に亘る公共工事の発注を推進すること	10
③介護分野における規制緩和・手続簡素化を行うこと	10
④農用地区域の一部（必要最小限の部分のみ）を除外する際の要件を緩和すること	11
⑤工場を拡張する際の都市計画法や建築基準法の運用を緩和すること	12

3. 起業・創業、事業承継 13

- ①在留資格（経営・管理）の取得要件を緩和すること 13
- ②法人設立の際の公証人による定款認証を撤廃すること 13
- ③個人事業主の事業承継時の手続簡素化を確実に進めること 14
- ④事業承継に係る提出書類を簡素化すること 14

4. 地方創生 15

- ①まちづくり会社等に対する市町村の出資要件を削除すること 15
- ②国立公園の集団施設地区における施設整備等の認可権限を都道府県へ移譲すること . . 16
- ③「道の駅」の設置主体を民間事業者に拡大すること 16
- ④老朽マンション建替え決議の要件を緩和すること 17
- ⑤「激甚災害法」および激甚災害指定のあり方を見直すこと 17

IV. 民間の生産性向上を強力に後押しする行政手続の簡素化 . . . 18

- ①行政手続簡素化の取り組みを継続・拡充すること 18
- ②自治体手続の標準化・デジタル化を推進すること 18
- ③事業者向けのオンライン手続の I D・パスワード方式を原則化すること 19
- ④36 協定の本社一括届出の手続を簡素化すること 19
- ⑤行政手続簡素化に向け、マイナンバーカードの機能拡充・利便性向上を図ること . . 20

I. 基本的考え方

- わが国経済は「アベノミクス」の成果により、戦後最長の景気拡大を持続し、総じて緩やかに回復している。しかし、米中貿易摩擦をはじめとした保護主義が台頭し、世界経済の先行きに不透明感が増している。
- 一方、国内に目を転じると、人口減少や超高齢化といった構造的課題による、財政や社会保障制度の持続性確保、深刻な人手不足、地方の疲弊、防災・減災といったさまざまな課題が国民全体の将来の不安につながっている。
- これらの課題を克服するには、企業の生産性を高める取り組みを強力に後押しするサプライサイド政策をさらに加速させ、未だ1%程度にとどまる潜在成長率の底上げを図り、外需の変動にも耐えうる足腰の強い成長基盤を構築することが必要不可欠である。
- 特に喫緊の課題である「人手不足対策」と「生産性向上」に向けた取り組みと、事業承継、創業を通じた成長への挑戦、同時に域外需要を獲得し地域の経済循環を高める「地方創生」を強力に推進すべきであり、これらの取り組みを後押しする規制・制度改革を早急に断行すべきである。
- また、規制・制度改革の推進にあたっては、規制の導入・見直しによる影響を定量的に分析し、明確な根拠に基づいて妥当性を判断する政策評価が必要であり、国・自治体を通じた推進体制の強化とともに、改革の加速と実効性確保に向けた仕組みづくりが不可欠である。さらに、例えば「規制改革白書（仮称）」の作成など、改革の進捗状況の見える化を推進し、国民や事業者の理解と関心を高めていくことも重要である。
- これらの基本的な考え方のもと、国および自治体におかれては、以下の規制・制度改革と行政手続の簡素化に早急かつ集中的に取り組まれない。
- 商工会議所としても、改革の実現に向け、政府に対し最大限の協力を行う所存である。

II. 規制・制度改革の加速と実効性確保

① 「one in two out 制度」を創設すること

【要望内容】

新たに1つの規制を導入する場合に、少なくとも2つの既存の規制等を廃止する「one in two out 制度」の創設

【内閣府】

【理由】

政府は、「世界で一番企業が活動しやすい国」の実現を目指しているが、現在、わが国のビジネス環境世界ランキングは、OECD35カ国の中で25位（世界銀行・ビジネス環境ランキング2019年）。上記目標を達成するためには、規制緩和や行政手続コストの削減が不可欠である。また、一旦緩和された規制や、削減された行政手続コストをこれ以上増やさないようにすることも重要である。

諸外国では、行政手続コスト等を増加させないために、以下（注）の制度を導入しており、これに倣ってわが国にも新たな制度を創設すべきである。その際、規制遵守費用を算出して数値目標を設定し、取り組みの見える化を行うことも必要である。

（注）諸外国では、行政手続コスト削減の取り組みの後に、これ以上コストを増加させない仕組みを導入している。

	導入有無（導入年）	実績
アメリカ	One-in/Two-out（2017年～）	<ul style="list-style-type: none"> ・3件の規制導入に対し、67件撤廃（81億ドル削減）（2017年度） ・14件の規制導入に対し、176件撤廃（230億ドル削減）（2018年度）
イギリス	One-in/Three-out（2015年～） One-in/One-out（2010年～） One-in/Two-out（2013年～）	毎年約22億ポンド削減 （5年間で100億ポンド超）（2015～2016年）
ドイツ	One-in/One-out（2015年～）	10億ユーロ削減（2015～2016年）
フランス	One-in/One-out（2015年～）	—
カナダ	One-for-out（2015年～）	行政手続コスト2,370万カナダドル （18億円）削減（2012～2015年）
ロシア	One-in/One-out（2015年～）	13の規制案に対し、7件を削減 （2015～2016年）
イタリア	One-in/One-out（2014年には導入済み）	—
日本	×	×

（注）総務省は、2017年7月に、規制に係る政策評価を担当する各府省の職員向けに、規制に係る政策評価に期待されている本来の目的と役割を果たすための参考資料として「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」を策定した。本マニュアルでは、規制遵守費用の推計方法等を示している。

②規制導入の妥当性判断を行う第三者委員会を設置すること

【要望内容】

質が低い規制導入の差し止め機能を有する第三者委員会の設置

【内閣府・総務省】

【理由】

現在、日本には、規制導入の妥当性判断、および差し止め機能を有する機関がないことから、質の低い規制でも導入されてしまう可能性がある。このため、諸外国で導入されている仕組みを参考に、差し止め機能等を有する第三者委員会を設置し、いたずらに規制を増やさないようにすることが必要である。

(注) 諸外国における第三者評価委員会による規制導入の差し止め・意見提示機能等

政府	概要
イギリス	<ul style="list-style-type: none">規制政策委員会は第三者評価で差し戻し機能あり規制の政策評価の質が低い場合には再度見直し青・黄・赤で表示：赤の場合でも政府等が押し切ったら報道される
EU	<ul style="list-style-type: none">規制精査委員会は第三者評価で意見提示機能あり差し止め機能に近い形で機能
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none">首相内閣省に存在する規制ベストプラクティス室が規制影響報告の質を確認（拒否権はないが、事実上の監視機関に位置付け）
カナダ	<ul style="list-style-type: none">国家財政委員会事務局は、差し戻し権限や拒否権を持たないが評価の質や分析の妥当性等に関して、各規制所管省庁に意見提示意見提示の受け入れは強制ではないが、受け入れない場合、国家財政委員会事務局は、政策判断する国家財政委員会に懸念事項として伝達

(出典：株式会社富士通総研「カナダにおける規制の政策評価に関する調査研究の請負報告書」)

③特区での実証実験が1年を超えた規制改革メニューを速やかに全国展開すること

【要望内容】

特区での実証実験が1年を超えた規制改革メニューの速やかな全国展開

【内閣府】

【理由】

国家戦略特区は、地域や分野を限定し、大胆な規制・制度の緩和や税制面の優遇を行う制度であり、岩盤規制の突破口として位置付けられている。このため、同特区における規制改革メニューは、適切な評価を行い、実験結果で著しい課題等がないことが明らかになった場合は、速やかに全国展開すべきである。

(注) 国家戦略特区から全国展開に結びついた規制改革項目は、①都市公園内における保育所等設置の解禁、②農業等に従事する高齢者の就業時間の柔軟化（シルバー人材センターが派遣する労働者の労働時間を週20時間から週40時間に引き上げ）、③農業生産法人の要件緩和（役員の農作業従事要件「農業従事役員の過半が農作業に従事」を「1人以上が農作業に従事」に緩和）等の32項目。

(注) 「企業による農地取得の特例」、「創業人材等の多様な外国人の受入れ促進」、「道の駅の設置者の民間拡大」の全国展開については、P9、13、16にて詳述。

④「地方版規制改革会議」設置促進の働きかけを再始動すること

【要望内容】

規制改革会議による地方自治体への「地方版規制改革会議」設置促進の働きかけの再始動

【内閣府】

【理由】

条例による規制について、地域のニーズに即応して見直しを進めるためには、地域の実情を把握している地元の自治体が課題を発掘し、改革に取り組むことが必要であり、地方自治体に「地方版規制改革会議」を設置することが重要である。

国、および規制改革会議は、2015年に、地方自治体に対し、「地方版規制改革会議」を設置するよう働きかけているが、設置は以下の7カ所（2019年8月現在）にとどまっているうえ、新設数は2016年の5カ所（設置方針の決定等を含む）から、2018年には1カ所に減少している。このため、「地方版規制改革会議」の設置促進の働きかけを再始動すべきである。

（注）地方版規制改革会議を設置している自治体（2019年8月現在）

自治体名	設置内容・設置時期
徳島県	徳島県規制改革会議（「vs 東京」実践委員会規制改革部会）設置（2016年4月）
静岡県	“ふじのくに”規制改革会議本部会議設置（2016年11月）
茨城県	茨城県行財政改革推進懇談会規制改革部会設置（2016年4月）
鳥取県	第1回鳥取県規制改革会議開催（2017年5月）
兵庫県	第1回兵庫県規制改革推進会議開催（2018年5月）
奈良県葛城市	葛城市規制改革会議設置方針を決定（2016年4月）
中核市市長会（※）	「地方版規制改革会議に関する研究会」設置（2016年7月）

（※）中核市市長会は、前橋市、郡山市、いわき市、高崎市、八王子市、横須賀市、金沢市、豊橋市、豊田市、牧方市、和歌山市、長崎市で構成

（注）徳島県は、全国に先駆け、2016年4月に地方版規制改革会議「徳島県規制改革会議」を設置した。同会議では、地域ニーズを把握し、「現場感覚」や「住民目線」を同県の規制改革に反映させることを目的として議論を重ねており、これまで4度、同県に対して提言を行っている。その結果、平時は民泊、発災時は避難所としてつなぎ目なく活用できる「シームレス民泊」などが実現した。また、AIを活用した行政手続の簡素化にも取り組んでおり、県民・事業者等の利便性向上、および公務員の働き方改革にもつなげるなど、幅広い効果が表れている。

徳島県・飯泉嘉門知事に提言書を手交する徳島県規制改革会議の床桜英二座長



（出典：徳島県 HP）

（注）鳥取県は、国の行政手続コスト削減重点9分野のうち、地方において取り組み可能な3分野（許可・認可、補助金、地方税）を対象に行政手続の改革を行い、2017年度に、許可・認可、補助金分野において、国の目標（20%削減）を上回る行政手続コスト（事業者等の行政手続に要する作業時間）の削減（30.9%）を達成した。

⑤スーパーシティ構想を実現すること

【要望内容】

スーパーシティ構想の実現

【内閣府】

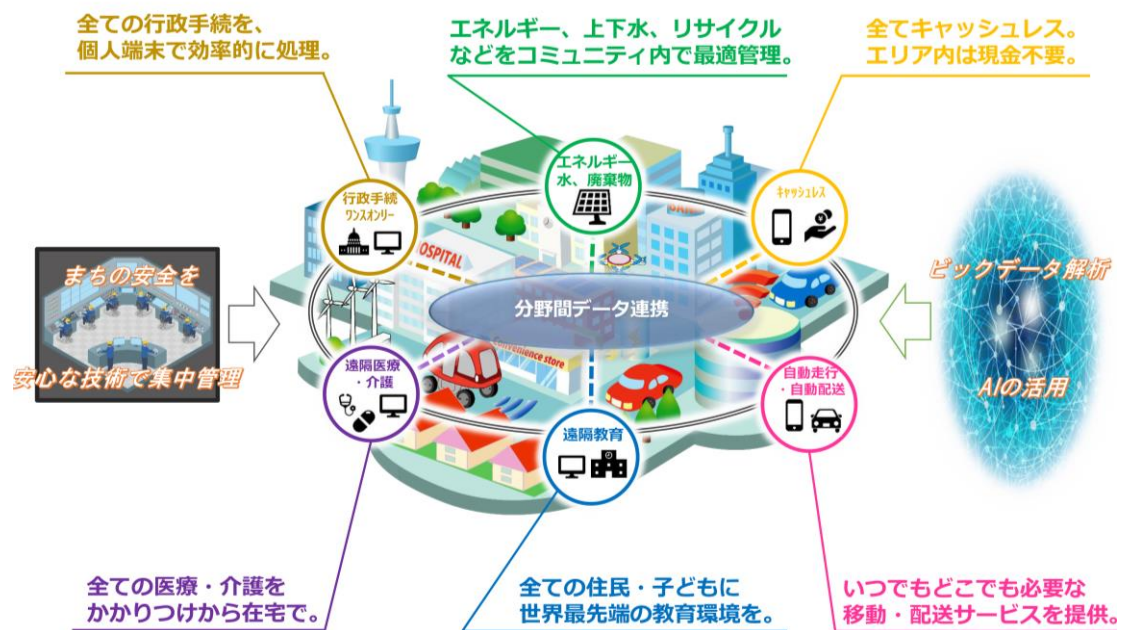
【理由】

スーパーシティ構想は、AIやIoT、ロボット等の最先端技術を活用して第4次産業革命を先行的に体現し、革新的な暮らしやすさを実現する最先端都市づくりを推進するものである。わが国において、世界に先駆けてスーパーシティを実現し、世界にモデルを示すためには、早急に取り組む必要がある。

このため、従来の国家戦略特区制度を基礎としつつ、より迅速かつ柔軟に規制特例を設定できる法制度を新たに整備すべきである。

(注) スーパーシティを実現するための国家戦略特区法改正案は、2019年6月7日に閣議決定されたものの、2019年6月26日に閉会した通常国会では廃案となった。

(注) 「スーパーシティ」の実装技術（イメージ）



(出典：内閣府「第3回「スーパーシティ」構想の実現に向けた有識者懇談会」資料)

Ⅲ. 喫緊の課題における改革の断行

1. 人材の確保・定着

①高度プロフェッショナル制度の活用促進を図ること

【要望内容】

高度プロフェッショナル制度の活用促進

【厚生労働省】

【理由】

労働基準法第 41 条の 2 に新たに規定された「高度プロフェッショナル制度」は、労働時間ではなく成果で評価する柔軟かつ創造的な働き方であり、労働者の意欲や能力が十分に発揮されることにつながることから、「働き方改革」にも資する制度である。

同制度の対象労働者は、労働基準法で定める労働時間、休憩、休日および深夜の割増賃金に関する規定の対象外となるが、健康管理時間に基づく健康確保措置等を講ずることが義務付けられていることから、対象労働者の健康確保に留意された制度になっている。さらに、同制度の適用に当たっては、対象労働者の同意が必要であるとともに、同意の撤回に関する手続も規定されている。

同制度は本年 4 月に施行されたが、6 月末時点で 4 件・321 人の制度導入にとどまっている。同制度は、対象業務や対象労働者、賃金額等、多岐にわたる要件が課されており、複雑であることから、同制度の目的や内容、手続等について、労使が正しく理解し、適切に運用することで期待されている効果が発揮されるよう一層の周知を図るべきである。

また、「働き方改革関連法」の附則第 12 条では、施行後 5 年を目途として必要に応じ所要の措置を講ずるとしているが、同制度は新たに創設された働き方であることから、期待されている効果が発揮されるよう、制度導入が少数にとどまる要因を調査・分析したうえで、必要が認められる場合には関係者の真摯な審議を経て、要件・手続等について適切に見直していくことが必要である。

(注) 高度プロフェッショナル制度の導入手続、対象業務、対象労働者

導入手続	対象業務	対象労働者
①半数以上を労働者で構成する労使委員会において、 ・対象業務 ・対象労働者 ・健康管理時間の把握措置 ・健康確保措置 ・同意の撤回の手続 ・苦情処理措置 ・同意しなかった労働者の不利益取扱の禁止 について、5 分の 4 以上で決議 ②決議を労働基準監督署に届け出ること ③書面による本人の同意	①金融商品の開発業務 ②金融商品のディーリング業務 ③アナリストの業務 ④コンサルタントの業務 ⑤研究開発業務	①書面による合意に基づき職務が明確に定められていること。 ②労働契約により使用者から支払われると見込まれる賃金の額を 1 年間あたりの賃金の額に換算した額が基準年間平均給与額の 3 倍の額を相当程度上回る水準として省令で定める額（1,075 万円）以上であること。

②企画業務型裁量労働制の対象業務を拡大すること

【要望内容】

企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大

【厚生労働省】

【理由】

「企画業務型裁量労働制」は、自らの知識や技術、創造的な能力を活かし、業務の進め方や時間配分に関して主体性をもって働くことができる制度として、中小企業でも導入されている。一方、経済・社会の構造変化や労働者の就業意識の変化等により、同制度の対象業務が限定的であり、ホワイトカラーの業務の複合化等に対応できていないといった指摘もある。

高度な知識や技術、創造的な能力を有する労働者が複合化された業務に主体性をもって取り組むことは、創造性のさらなる発揮や労働生産性の向上に資するものである。

このため、「働き方改革関連法案」の国会審議の段階で削除となった同制度の見直しについては、実態調査を実施したうえで早急に検討を再開し、対象業務の拡大を早期に実現すべきである。

(注) 企画業務型裁量労働制の対象となるのは、下記の①～④の全てに該当する業務

- ①企業・事業の運営に影響を及ぼす業務
- ②企画、立案、調査および分析の業務
- ③当該業務の性質上、これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要がある業務
- ④当該業務の遂行の手段および時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務

③離職後1年以内に元の勤務先への派遣を禁止する規制を撤廃すること

【要望内容】

ある事業所を離職した労働者を離職後1年以内に当該事業所へ派遣労働者として派遣することを禁止する規制の撤廃

【厚生労働省】

【理由】

離職後1年以内に元の勤務先への派遣を禁止する規制は、派遣を悪用した労働条件の引き下げを予防するためのものである。しかし、この規制により、自らの意思で元の勤務先を離職した者や、過去に有期契約により短期就業した者であっても、離職後1年以内であれば在籍していた企業で派遣労働者として働くことができない。このような状況は、就業希望者のニーズに反し、就業機会そのものを阻害している。このため、労働者の不利にならないような形で、同規制を撤廃すべきである。

(注) 厚生労働省は、「規制改革ホットライン」(2019年度分)を通じて、「平成26年1月29日の労働政策審議会の建議を踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討」と回答している。本件については、2015年度分から同様の回答が繰り返されている。

④第二種運転免許の受験資格を緩和すること

【要望内容】

第二種運転免許受験資格における、経験年数要件および年齢要件の緩和

【警察庁・国土交通省】

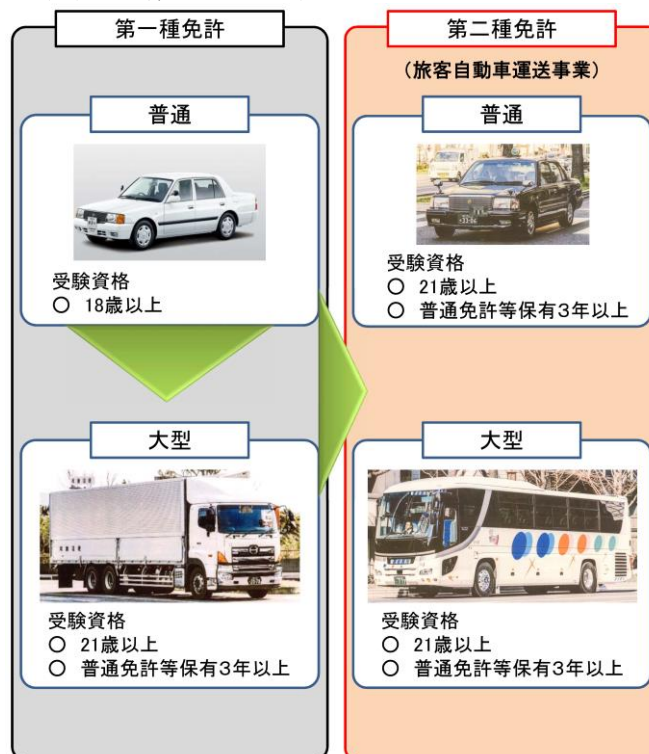
【理由】

タクシーの運転に必要な普通第二種免許と、バスの運転に必要な大型第二種免許の受験資格は、道路交通法上、21歳以上（年齢要件）、かつ、普通免許等保有3年以上（経験年数要件）とされている。

警察庁では、第二種免許制度等の在り方について総合的な検討を行い、本年3月に、経験年数要件について、「『普通免許等保有1年以上』に短縮する特例を認めることが可能である」と提言している。また、年齢要件について、「今後、教育効果の検証を行う必要はあるものの、一定の教育を受けた若年者に限り、『21歳以上』の年齢要件を特例的に引き下げること認める方向性が適当ではないか」と指摘している。

深刻化するバス・タクシー業界における人手不足の解消、および従業者の高齢化への対応のため、警察庁における検討を踏まえ、免許取得前、取得後に旅客自動車教習所等における専門教育や適性検査等の安全対策に万全を期すことを前提に、経験年数要件および年齢要件を緩和すべきである。

(注) 主な第二種免許の概要



【注】 第一種免許及び第二種免許は、上記のほか、中型、大型特殊及び牽引免許等があるが、本表においては割愛している。

(出典：第1回第二種免許制度等の在り方に関する有識者会議資料)

2. 生産性向上

①企業による農地の直接所有を認めること

【要望内容】

農業の成長産業化に向けた企業による農地の直接所有

【農林水産省】

【理由】

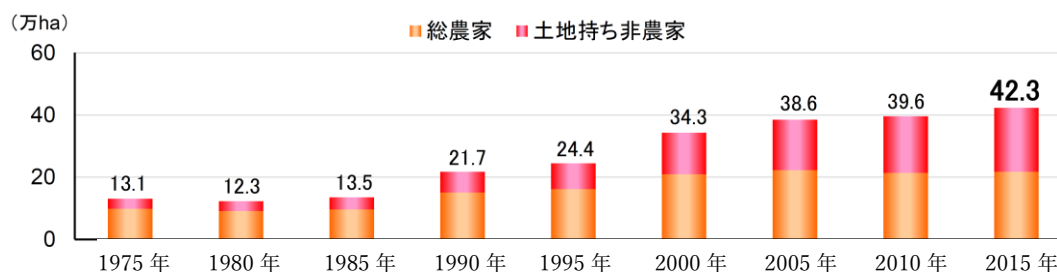
農業従事者の高齢化が進み、担い手が減少している一方で、農業への参入を希望する企業は一定数存在するが、現在、企業による農地の直接所有は認められていない。他者から借りた土地であれば、企業でも農業を行うことは可能であるが、この場合、将来的に当該土地を返還する必要があることから、大規模な設備投資や土地の改良に取り組むことが困難である。また、近年は、都心に住む個人が相続により地方の農地を取得したものの、農業に従事していないという例もある。以上の背景などから、耕作放棄地が年々増加している。

企業の農業参入が進めば、農業の大規模化・集約化が進み、生産性・収益性が高まるとともに、地域に根差した持続的営農が可能となり、地方創生にも大きく寄与する。このため、国家戦略特区制度の活用により兵庫県養父市で認められている、企業による農地の直接所有を全国で認めるべきである。

また、養父市における企業の農地直接所有の特例制度においても、①農地を一旦自治体がいり入れたうえで企業に売却すること、②自治体が①の農地をいり入れる場合は議会の議決を経ること等が必要となっており、ハードルが高いことから、要件を緩和すべきである。

(注) 兵庫県養父市は、2016年9月の改正特区法施行を受け、「企業による農地取得の特例」を実施。株式会社 Amnak、兵庫ナカバヤシ株式会社、株式会社やぶの花、住環境システム協同組合、株式会社マイファームハニーの5社が農地を取得した。付近では、農家レストランが農用地区域内設置容認されるなど、地域活性化につながっている。

(注) 耕作放棄地面積の推移



(出典：農林水産省「荒廃農地の現状と対策について」)

②工期が複数年度に亘る公共工事の発注を推進すること

【要望内容】

工期が複数年度に亘る公共工事の発注推進

【国土交通省・総務省】

【理由】

公共工事は、行政等の単年度会計の予算に基づいて発注されることから、短い工期で対応せざるを得ない場合があり、事業者にとって大きな負担となっている。

このため、例えば、複数年度の予算執行を可能とする制度（債務負担行為）の活用を徹底することなどにより、工期が複数年度に亘る公共工事の発注を推進する必要がある。

(注) 債務負担行為とは、将来的に支払いが発生する見込みではあるが、当該会計年度には支払う予定がない場合に、便宜的に予算の「内容の一部」として議会の承認を得ること（例えば3年間にわたって10億円の支出が予定されている工事の場合、1年目の予算では歳出3億円、債務負担行為として7億円を計上）。

(注) 国土交通省の調査（2018年8月時点）によれば、債務負担行為は、全市町村の26%でしか活用されていない。

③介護分野における規制緩和・手続簡素化を行うこと

【要望内容】

介護分野における規制緩和・手続簡素化

【厚生労働省】

【理由】

介護の現場では、書類の多さや手続の煩雑さが課題となっており、今後、少子高齢化が進展するにつれて介護分野での人手不足がさらに深刻化することを踏まえれば、まずは、ケアマネージャーや介護福祉士が現場でのサービスに専念できる環境を整備することが不可欠である。

このため、例えば、ICTの活用などを前提に、毎月1回以上実施することが義務付けられているケアマネージャーによる利用者宅の訪問・面接の回数を削減すること（以下（注）参照）など、介護分野における規制緩和や手続簡素化を徹底的に行う必要がある。

(注) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生労働省）

十四 介護支援専門員は、第十三号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

イ 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

④農用区域の一部（必要最小限の部分のみ）を除外する際の要件を緩和すること

【要望内容】

生産性向上に資する設備導入のための工場拡張に係る、農用区域の一部（必要最小限の部分のみ）除外の要件緩和

【農林水産省】

【理由】

農用区域の一部除外（注）については、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること等の一定の要件を満たす必要があり、ハードルが高い。

農業生産基盤の整備は、わが国の農業生産力を支える役割を担っており、農業経営の安定に寄与するものの、農地所有者が高齢の場合や、遠方に居住する親族が農地を相続した場合などは、基盤整備事業完了後8年を経過していなくても、農業の継続自体が難しくなる場合がある。農林水産省は、8年未経過でも、地域未来投資促進法等を活用することで農用区域の除外は可能としているが、そのためには、地域経済牽引事業計画の作成と都道府県知事の承認、市町村による土地利用整備計画の作成などが必要であり、手間と時間を要する。このことから、例えば、企業が新たな設備を導入するために隣接農地に工場を拡張しようとしても、円滑に進まず、生産性向上を阻害する。

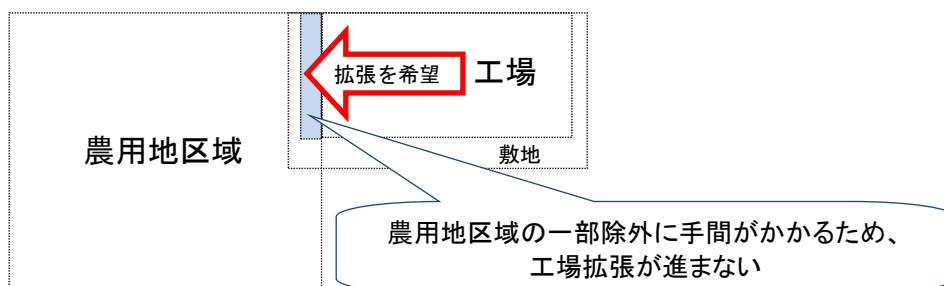
このため、企業が生産性向上に資する設備を導入するために工場を拡張しようとする場合は、隣接する農用区域が農業基盤整備事業完了後8年未経過でも、その一部を除外できるようにするなど、農用区域の一部を除外する際の要件を緩和すべきである。

（注）日本商工会議所は、2018年に「生産性を高める設備を導入する場合に限った、農用区域の一部を解除する新たな制度の創設」を要望している。

（注）農用区域内の農地を転用する際の5つの要件

- ①農用区域以外に代替すべき土地がないこと
- ②除外により、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- ③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- ④除外により、農用区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- ⑤農業基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること

（注）設備の導入ができない例（イメージ）



⑤工場を拡張する際の都市計画法や建築基準法の運用を緩和すること

【要望内容】

生産性向上に資する設備導入のための工場拡張における都市計画法・建築基準法の運用の緩和

【国土交通省】

【理由】

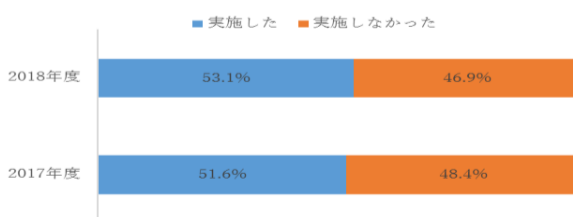
日本商工会議所の調査では、2018年度に設備投資を実施した中小企業は5割を超えており、2019年度も4割以上の企業が、生産性の向上等を目的に設備投資を実施する予定としている。

しかし、新たな設備を導入するために工場の拡張を行おうとしても、用途地域や、建物の建ぺい率、容積率、高さ制限等の規制により、拡張できない場合がある。国土交通省は、良好な市街地環境の確保を目的とした都市計画法に基づく地区計画制度や建築基準法に基づく特例許可制度を活用することで、同規制を緩和することが可能としているが、許可を得るためには、市町村の条例を変更する必要があり、その際に、申請書類の作成や、公聴会への対応などが求められることから、手間と時間を要する。

一事業者の工場拡張のために特例許可を受けることはハードルが高くなっていることから、企業が生産性向上に資する設備投資を行うために工場を拡張する必要がある場合などは、都市計画法や建築基準法の運用を緩和すべきである。

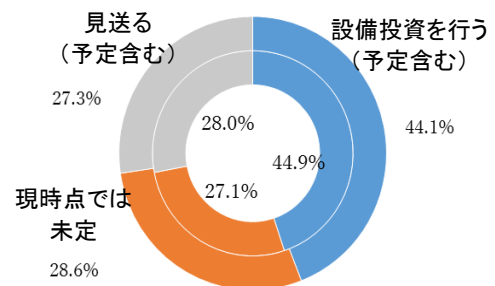
(注) 国土交通省は、「規制改革ホットライン」(2019年度分)を通じて、「(前略)企業が生産性向上に資する設備投資を行うこと自体は良好な市街地環境の確保に寄与するものではなく、そのことをもってこれらの基準を緩和することはできませんが、地域の実情に応じ、良好な市街地環境の確保を目的とした都市計画法に基づく地区計画制度や建築基準法に基づく特例許可制度を活用し、これらの規制の緩和を受けることは可能です。」と回答している。

(注) 2017、2018年度の設備投資の実績



(出典：日本商工会議所 LOBO 調査 (2019年5月))

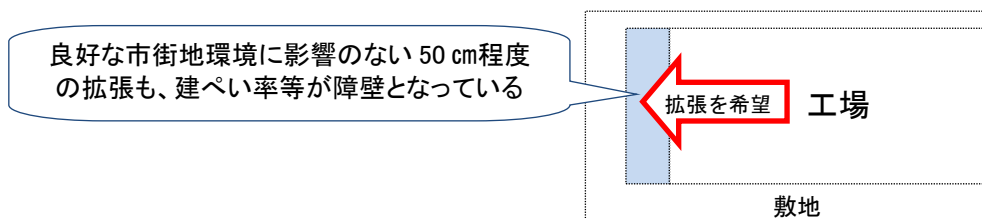
(注) 2019年度の設備投資の計画



※円グラフの内側 2018年5月調査、外側 2019年5月調査調査結果

(出典：日本商工会議所 LOBO 調査 (2019年5月))

(注) 設備の導入ができない例 (イメージ)



3. 起業・創業、事業承継

①在留資格（経営・管理）の取得要件を緩和すること

【要望内容】

外国人による創業を促進するための、在留資格（経営・管理）の取得要件の緩和
【法務省】

【理由】

外国人が、在留資格（経営・管理）を取得するためには、事務所の開設に加え、常勤2名以上の雇用、もしくは資本金の額または出資の総額が500万円以上などの要件があり、高いハードルとなっている。このため、取得要件を緩和して外国人による創業を促進し、わが国経済の活性化を図ることが必要である。

（注）福岡市は、国家戦略特区制度を活用し、要件が整っていない場合でも、事業計画等を自治体に提出し、6カ月以内に要件を満たす見込みについて自治体から確認を受け、入国管理局から認定を受ければ在留資格を取得できる制度を導入している。2019年3月末までに、累計67名が申請し、うち56名が創業活動を開始している。

（注）経済産業省は、2019年1月、外国人起業家の受け入れ拡大と起業の促進を目的に外国人起業活動促進事業を創設した。同制度では、要件が整っていない場合でも、経済産業省が認定した自治体に起業活動計画書等を提出し、1年以内に要件を満たす見込みについて確認を受け、入国管理局から認定を受ければ、最長1年間の在留資格（特定活動）を取得できる。その在留期間中に在留資格（経営・管理）の取得要件を満たせば、在留資格を変更し、速やかに事業を開始できる。

②法人設立の際の公証人による定款認証を撤廃すること

【要望内容】

法人設立の際の公証人による定款認証の撤廃

【法務省】

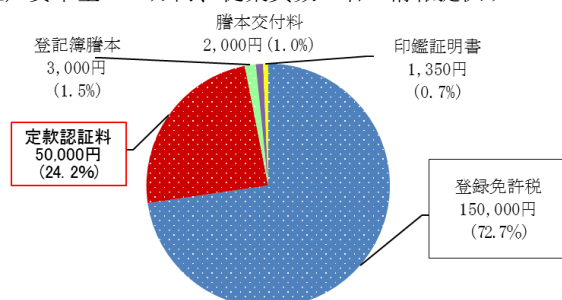
【理由】

法人設立にあたっては、法務局への届出の前に、公証人役場において、公証人による面前での定款認証が必要となっており、創業者にとって大きな負担となっている。

他方、定款認証は、代理人による手続も可能であり、また、設立後の定款変更や、合同会社の原始定款については面前での認証は不要とされていることなどから、公証人による定款認証が形骸化しているとの指摘もある。このため、公証人による定款認証を撤廃すべきである。

なお、仮に公証人による定款認証の撤廃が実現しない場合においても、その手数料（5万円）については、創業者によって大きな負担となっているため、その積算根拠を徹底的に検証したうえで、早期に引き下げるべきである。

（注）資本金980万円、従業員数5名の情報提供サービス業を設立した際の費用（約20万円）内訳



（出典：第10回行政手続部会（2018年6月25日）
日本商工会議所提出資料）

③個人事業主の事業承継時の手続簡素化を確実に進めること

【要望内容】

規制改革実施計画（2019年6月21日閣議決定）に盛り込まれた「個人事業主の事業承継時の手続簡素化」の確実な実施

【内閣府】

【理由】

個人事業主の事業承継時の手続については、相続の場合は簡素な届出で許認可等が承継できるのに対し、生前贈与を含む事業譲渡の場合には、後継者は新規に許認可等を取得しなおさなければならないため、事業者の負担となっている。

政府は、規制改革実施計画（2019年6月21日閣議決定）において、「個人事業主の事業承継時の手続簡素化」に取り組むことを明記しており、確実に進める必要がある。

（注）規制改革実施計画（2019年6月21日閣議決定）抜粋

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
個人事業主の事業承継時の手続簡素化	a 規制所管府省は、個人事業主の事業承継時の手続に関し、相続について簡素な届出で許認可等の承継を認めている場合に、生前贈与を含む事業譲渡の場合にも同様に簡素な届出で承継を認めるための規定を設ける等、簡素化のための措置を講ずる。 b 国土交通省は、新設予定の建設業許可の承継制度の施行に当たり、承継手続のために必要とされる提出書類の簡素化及び処理期間の短縮化を実施する。	令和元年 検討・結 論、令和2 年措置	財務省 厚生労働省 国土交通省

④事業承継に係る提出書類を簡素化すること

【要望内容】

事業承継税制の適用を受けた際の提出書類の簡素化

【中小企業庁】

【理由】

5年間の事業承継期間において、年次報告書を都道府県に、継続届出書を税務署にそれぞれ提出する必要があるが、類似の添付書類も多く、事業者にとって大きな負担となっている。このため、年次報告書と継続届出書を一本化し、書類の提出先を1カ所にすべきである。

（注）事業承継税制の適用を受けた際の提出書類（一部）

都道府県へ提出する書類		税務署に提出する書類	
・年次報告書		・非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置） ・特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）	
添 付 書 類	登記事項証明書	添 付 書 類	履歴事項全部証明書の原本
	定款の写し		定款の写し
	株主名簿等の写し		株主名簿等の写し
	貸借対照表＋損益計算書 等		決算関係書類等 等

（出典：一般財団法人大蔵財務協会「贈与税・相続税の事業承継税制の実務詳解」を基に日本商工会議所事務局にて作成）

4. 地方創生

①まちづくり会社等に対する市町村の出資要件を削除すること

【要望内容】

まちづくり会社における、市町村の出資比率3%以上の要件削除

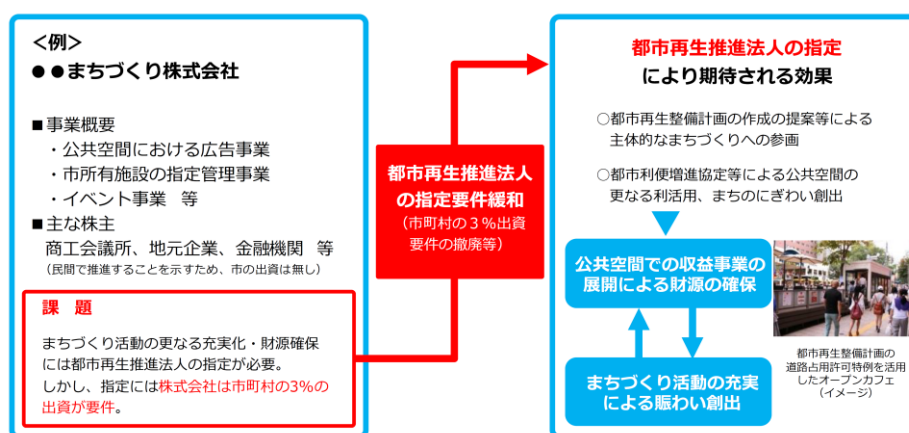
【内閣官房・内閣府・経済産業省・国土交通省】

【理由】

持続可能なまちづくりを実現するためには、地域の多様な主体がまちづくりに関与し、まちづくり推進主体が自立的・主体的に活動できるようにすることが必要である。このため、中活法施行令第6条（協議会を組織することができる者の要件）に規程されている、「株式会社にあつては、総株主の総議決権に占める市町村の有する議決権の割合が3/100以上であること」の要件を削除し、多様な主体がまちづくりに参画することができるようにすべきである。

(注) 都市再生推進法人の指定要件の緩和（2016 改正都市再生特別措置法）

民間まちづくり活動の成熟化・ノウハウの蓄積に伴い、近年では市町村の出資を受けない民間まちづくり会社の発意による多様なまちづくり活動が広がっており、都市再生推進法人として指定されているが、まちづくり会社にのみ市町村の出資要件による規制があった。国土交通省では、2016年度の改正都市再生特別措置法により、まちづくり会社における市町村の出資要件を撤廃することで、まちづくり会社によるまちづくり行政の補完を推進することとしている。



(出典：国土交通省「官民連携まちづくりの進め方」)

②国立公園の集団施設地区における施設整備等の認可権限を都道府県へ移譲すること

【要望内容】

集団施設地区内における、公園事業（宿舎）の執行に係る認可権限の都道府県への移譲

【環境省】

【理由】

政府は、国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化し、2020年までに外国人の利用者数を年間1,000万人に増やす目標を設定しているが、国立公園内の企業保養所等の建替え、増改築が進まないことで景観の悪化や賑わい喪失等を招き、観光資源としてのポテンシャルを十分に発揮できていない地域もある。このため、自然保護と調和した国立公園の一層の利活用促進に向け、集団施設地区における公園事業（宿舎）の執行に係る認可権限を都道府県に移譲し、地域に精通した都道府県が地域の実情に応じた具体的な認可基準を明示できるようにすべきである。これにより、民間事業者の予見性が高まり、保養所等の活用の選択肢が増えるとともに、建築面積や高さ制限等の各種規制が弾力的に運用されるため、遊休化した施設の利活用が促進されることが期待できる。また、各種手続の申請や届出のICT化の推進等手続の簡素化を早急に実施すべきである。

③「道の駅」の設置主体を民間事業者に拡大すること

【要望内容】

市町村との協定の締結等を前提とした、「道の駅」設置主体の民間事業者への拡大

【内閣官房・内閣府・国土交通省】

【理由】

「道の駅」の設置主体は、原則、市町村またはそれに代わり得る公的な団体に限られているが、愛媛県今治市では、2017年から、国家戦略特区制度を活用し、民間事業者による「道の駅」の設置が可能となった。事業者が主体となることで、民間の視点に基づく、集客、観光資源開発、サービス提供、施設の再整備などが行えるようになっており、地域活性化につながっている。このため、市町村との協定の締結等を前提に、民間事業者による「道の駅」の設置を全国で認めるべきである。

また、その際、当該事業者による適切な運営を担保するため、検証・評価を行う仕組みを導入することも重要である。

（注）「道の駅」は、市町村またはそれに代わり得る公的な団体が設置。登録は、市町村長からの登録申請により、国土交通省で登録。

④老朽マンション建替え決議の要件を緩和すること

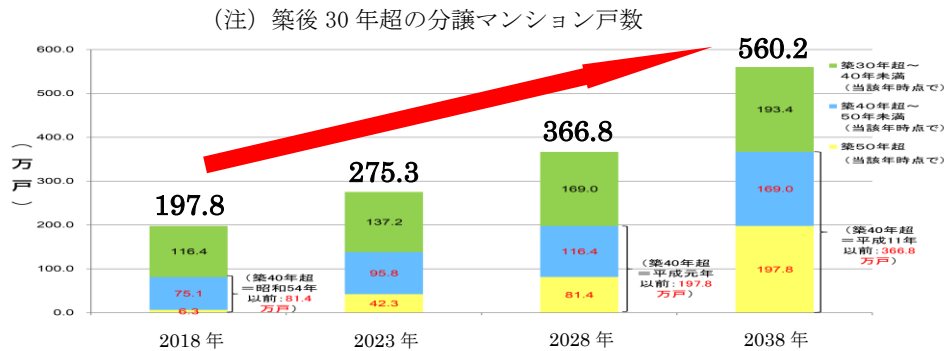
【要望内容】

区分所有法における危険な老朽マンションの建替え決議の成立要件の緩和

【法務省・国土交通省】

【理由】

老朽マンションの再生が進まなければ、安全・安心な居住環境が確保されないばかりか、周辺地域の防災にも影響を及ぼす。しかし、「建替え決議」の成立には、区分所有者および議決権の各5分の4が必要であり、高いハードルになっている。このため、成立要件を緩和すべきである。



(出典：国土交通省資料を基に日本商工会議所事務局にて作成)

⑤「激甚災害法」および激甚災害指定のあり方を見直すこと

【要望内容】

多発する災害に対応するための「激甚災害法」および激甚災害指定のあり方の見直し

【内閣府】

【理由】

近年多発・激甚化する自然災害は、住民の生活や地域経済に深刻な影響をもたらし、特に中小企業の経営には大きな打撃となり、廃業を余儀なくされる例もある。また、被災地以外の取引先など広範囲に影響が及び、経済的な負の連鎖が発生している。

こうした地域の復旧を支援する「激甚災害法」は、全国を対象とした「本激」と市町村を対象とした「局激」に明確に分かれており、同じような被害でも本激と局激では支援策に大きな差がある。

このため、広域的な経済再生を含む復興に資する「激甚災害法」および激甚災害指定のあり方を見直すべきである。

(注) 激甚災害法に基づく主要な適用措置 (★は、本激のみが対象)

・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	・天災融資法の特例 (★)
・公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 (★)
・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	・共同利用小型漁船の建造費の補助 (★)
・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (★)
・森林災害復旧事業に対する補助	・私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (★)
・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	・罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (★)

IV. 民間の生産性向上を強力に後押しする行政手続の簡素化

①行政手続簡素化の取り組みを継続・強化すること

【要望内容】

行政手続簡素化の取り組みの継続・強化

【内閣府・全省庁】

【理由】

現在、政府は、2020年3月までに重点分野での行政手続コスト（作業時間）を20%以上削減（2017年比）することを目標に、行政手続の簡素化に取り組んでいる。この取り組みは、事業者の手続コストの軽減のみならず、公務員の働き方改革にも資することから、2020年4月以降も継続して取り組んでいくことが必要である。

また、実効性を高めるため、期限（2020年3月）到来後は、本取り組みの結果について早期に検証し、新たな目標設定につなげていくべきである。

②自治体手続の標準化・デジタル化を推進すること

【要望内容】

自治体における各種書類の書式の統一化、および手続のオンライン化・デジタル化の推進

【全省庁】

【理由】

自治体における行政手続においては、自治体ごとに書式・様式がバラバラで、事業者にとって大きな負担となっている。例えば、個人住民税の特別徴収の際に必要な給与支払報告書（総括表）は、市区町村ごとに様式が異なっており、作成に手間がかかっている。

このため、国が、統一の様式を作成し、その普及に取り組むべきである。

また、自治体における行政手続のオンライン化・デジタル化を強力に推進して事業者の手続コストを軽減し、生産性の向上を後押しすべきである。

（注）規制改革実施計画（2019年6月21日閣議決定）抜粋

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
行政手続の簡素化、オンライン化における地方自治体の先進的取組の横展開	b（前略）手続のデジタル化に向けて、地方自治体が利用しやすい（地方の独自基準の追加も可能な）標準様式を作成し、その普及に取り組むべきである。	令和元年度以降、継続的に措置	全府省

③事業者向けのオンライン手続のID・パスワード方式を原則化すること

【要望内容】

事業者向けのオンライン手続のID・パスワード方式の原則化

【全省庁】

【理由】

オンラインによる行政手続においては、本人確認のために、電子証明書（年間約8,000円程度）やマイナンバーカード、およびカードを読み取るカードリーダーが必要であり、事業者にとって負担となっている。政府は、2020年4月から、社会保険手続における採用・退職時の手続について、ID・パスワード方式を導入する予定としているが、本取り組みは事業者の負担軽減につながることから、その他の手続にも広げていくべきである。

その際、法人共通認証基盤（GビズID）を活用し、一つのID・パスワードによる簡易な認証を広げていくことが重要である。

（注）電子証明書を取得するには、①専用ソフトのインストール、②ソフト上での申請書等の作成、③登記所での申請が必要であり、事業者にとって負担となっている。

（注）電子証明書を発行するには、下記の表の通りのコストがかかる。

証明期間	3カ月	6カ月	9カ月	12カ月	15カ月	18カ月	21カ月	24カ月	27カ月
手数料	2,500円	4,300円	6,100円	7,900円	9,700円	11,500円	13,300円	15,100円	16,900円

（注）電子証明書の証明期間は延長（更新）ができず、再度新規発行申請する必要がある。

④36協定の本社一括届出の手続を簡素化すること

【要望内容】

本社と労働組合本部で締結した36協定（1通のみ）の提出による、全事業場への協定内容の適用

【厚生労働省】

【理由】

現在の36協定の本社一括届出の方法では、本社を含む事業場の数に応じた36協定を作成し、届出事業場一覧を付したうえで提出することが必要となっており、事務手続の負担が大きい。また、協定を締結する労働者側の当事者は、各事業場の労働者の過半数で組織された労働組合、または労働者の過半数を代表する者である必要がある。

このため、本社を含む全事業場で同一内容の36協定を締結する場合は、本社と労働組合本部で締結する36協定1通のみの提出により、全事業場へ協定内容が適用されるようにすべきである。

⑤行政手続簡素化に向け、マイナンバーカードの機能拡充・利便性向上を図ること

【要望内容】

- ア. 災害時の対応機能拡大
- イ. ワンカード化の推進（公的身分証との統合促進）
- ウ. 取得促進に向けた体制整備

【内閣府】

【理由】

（ア. 災害時の対応機能拡大）

大規模災害等の被災時においては、住民の迅速な安全確認や被災者の識別・特定、救急対応が極めて重要となるだけでなく、避難所においても、診療や服薬への対応、預貯金の引き出し等、各種支援の迅速かつ円滑な対応が求められる。このため、本人同意のもとで必要な基本情報を適宜把握し、活用できるよう、IDカードとしての機能拡充を検討すべきである。

また現在、政府で進めている、個人の医療情報、診療データ等を共有化する「医療ID」とマイナンバーとの連携も実現すべきである。

（イ. ワンカード化の推進（公的身分証との統合促進））

災害時においてマイナンバーを機能させるためには、カードを常に携帯している必要があるため、運転免許証等といった、既存の公的身分証との統合（ワンカード化）を進めるべきである。

健康保険証としての利用については、2022年度中に概ね全ての医療機関で導入することが政府方針として決定されたが、各病院共通の「診察券」としての利用も可能となるよう、医療等分野との情報連携を図る共通基盤を早期に整備すべきである。

（注）エストニアでは、ICチップ付き国民IDカードを、運転免許証や健康保険証として利用することができる。また、公的個人認証サービスを活用し、オンラインバンキングや選挙などの電子投票に利用することも可能となっている。

（ウ. 取得促進に向けた体制整備）

現状では自治体窓口におけるカードの受け取り時間帯が平日の夕刻までに限られている地域が多く、受け取りにかかる個人的負担は大きい。このため、一部の自治体で実施されている、社会人が受け取りやすい夜間交付や休日交付の時間帯拡充、郵送交付等を、全国の自治体に横展開すべきである。

（注）福岡市では、マイナンバーカードの土日交付サービスを実施しており、事前に予約をすれば、土曜日、日曜日でも、9時～16時に窓口でマイナンバーカードを受け取ることが可能。
※第3土曜日・その翌日曜日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く

【本件担当】 日本商工会議所 企画調査部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2

TEL 03-3283-7661 FAX 03-3211-5675

URL <http://www.jcci.or.jp/>